

## 令和元年度 第2回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和2年2月17日（月）14時～

場 所：門真市保健福祉センター4階会議室2・3

### ■会議次第

#### 1 開会

#### 2 議題

- (1) 地域生活支援拠点ジェイエスで実施する日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について
  - (2) 本市の障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る取組状況について
    - ①令和2年度に策定する門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について
    - ②障がい者の理解啓発・理解促進について
      - ・保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について
      - ・障がい者週間キャンペーン等について
    - ③庁舎実習について
  - (3) 平成30年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について
  - (4) その他
    - ①NET119について（聴覚や言語機能等の障がいのある方対象）  
守口市門真市消防組合消防本部が3月1日運用開始
    - ②来年度の本協議会の開催予定について
- #### 3 閉会

### ■配布資料

#### <事前配布>

会議次第

委員名簿

資料1-1 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書

資料1-2-①から⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの共同生活援助の運営規程他事業者から提出のあった資料

資料1-3 日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）における実施状況等の報告及び評価について

- 資料 2 令和 2 年度に策定する門真市第 4 次障がい者計画及び門真市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画について
- 資料 3-1 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用提供に関する要綱
- 資料 3-2 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定に係る募集要項
- 資料 4-1 障がい者週間キャンペーン等について
- 資料 4-2 門真市障がい者週間ふれあいキャンペーン ちらし
- 資料 4-3 ヘルプマーク（ダウンロード版）
- 資料 4-4 ヘルプカード
- 資料 5 門真市役所における障がい者の庁舎実習受け入れに関する協定書（案）
- 資料 6 平成 30 年度障害者差別解消法対応状況報告シート
- 資料 7-1 聴覚や発語に障がいのある方のための N E T 119 緊急通報システム
- 資料 7-2 から 4 「N E T 119 緊急通報システム」の説明・登録会の周知用、ホームページ記事及び通知文
- 取扱注意 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナー利用申請書

<当日配布>

座席表

門真市第 3 次障がい者計画冊子

門真市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画冊子

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、小原委員、松本委員、藤江委員、東野委員、大北委員、高田委員、可知委員、井上委員、東野委員、北本委員、石丸委員、山本委員  
事務局：障がい福祉課 狩俣課長、馬屋原課長補佐、池尻課長補佐、池田主任、伊達係員、中川係員

■欠席者

委員：中井委員（副会長）、福田委員

■傍聴者：3名

## ■議 事

### 開 会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より令和元年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。

本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課主任の池田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

失礼して座って司会進行させていただきます。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の出席委員は、15名中、13名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本協議会副会長の中井悌治様は、所用のため欠席でございます。

また、第2回目より門真市民生委員児童委員協議会副会長古友繁一様のご退任により新たに東野明美様が委員としてご出席いただいておりますので宜しくお願いいたします。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考えどおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

会 長： ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。

異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

事務局： それでは、早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、座席表、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例(抜粋)、審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)、門真市附属機関に関する条例(抜粋)、門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)も配布いたしております。

次に事前に郵送しております資料は、

- ・ 協議会次第
- ・ 協議会委員名簿
- ・ 別添<資料についての説明>
- ・ 資料1-1 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書
- ・ 資料1-2-①から⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの共同生活援助の運営規程他事業者から提出のあった資料です。
- ・ 資料1-3 日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)における実施状況等の報告及び評価について
- ・ 資料2 令和2年度に策定する門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について
- ・ 資料3-1 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用提供に関する要綱
- ・ 資料3-2 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定に係る募集要項
- ・ 資料4-1 障がい者週間キャンペーン等について
- ・ 資料4-2 門真市障がい者週間ふれあいキャンペーン ちらし
- ・ 資料4-3 ヘルプマーク(ダウンロード版)
- ・ 資料4-4 ヘルプカード
- ・ 資料5 門真市役所における障がい者の庁舎実習受け入れに関する協定書(案)
- ・ 資料6 平成30年度障害者差別解消法対応状況報告シート
- ・ 資料7-1 聴覚や発語に障がいのある方のためのNET119緊急通報システム
- ・ 資料7-2から4 「NET119緊急通報システム」の説明・登録会の周知用、ホームページ記事及び通知文
- ・ 取り扱い注意といたしまして、門真市保健福祉センター内ふれあ

いコーナー利用申請書でございます。

不足等ございましたら、お知らせください。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長； それでは、お手元の次第に基づいて議事進行に入ります。議題（１）地域生活支援拠点ジェイエスで実施する日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局； 馬屋原でございます。

それでは、私より、議題（１）、地域生活支援拠点ジェイエスで実施する日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、ご説明させていただきます。資料１－３をご覧ください。日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に基づき地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に（年 1 回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において定められています。

本市においては、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただくこととします。日中サービス支援型グループホームの概要としましては、障がい者等の重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用できない障がい者等に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）において、昼夜を通じた入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

本市の指定状況は、社会福祉法人門真共生福祉会が平成 31 年 4 月 1 日付け大阪府の指定を受けて実施しております。

次に、報告及び評価についての目的としましては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることとあります。評価の視点は、5 点あります。

1 点目が常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、地域との交流のもとで自立した日常生活及び社会生活を営むことができているか。

2 点目が利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。

3 点目が日中サービス支援型グループホームのモニタリングの標準実施期間は、他の類型の指定共同生活援助よりも短く 3 月間とすることとされている

が、適切に実施できているか。

4点目が利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られているか。

5点目が日中サービス支援型グループホームは、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされているが、適切に実施できているかです。

この後、本サービスを実施している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-1、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書（様式第1号）の運営方針及び実施方法の評価項目のポイントは次頁以降の「日中サービス支援型共同生活援助の評価項目の説明」に記載のとおりとなっておりますので、併せて確認いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

会長； それでは、運営事業者の社会福祉法人 門真共生福祉会より報告をお願いしたいと思います。

事務局； 私、門真共生福祉会の三又と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは日中サービス支援型についてご報告させていただきます。座ってご報告させていただきます。

報告につきましては、様式第1号 実施状況等報告書をご覧ください。シートに沿って順番にご報告させていただきます。

まず、基本情報という所ですが、当法人の情報及びグループホームの情報を記載させていただいておりますのでご覧下さい。

法人名が社会福祉法人門真共生福祉会、グループホーム名がグループホームくわざいAとくわざいBになります。建物は2階建てになっておりまして、1階フロアがくわざいAで男性、2階フロアがくわざいでB女性となっております。1階と2階のグループホーム内の構造は全く同じとなっております。定員につきましては、ともにグループホームが7名、ショートステイが3名の枠となっております。

続きまして、職員配置の欄になります。シートに記載させていただいております数字の通りとなっておりますのでご覧下さい。別紙1-2-7の所に配置表というのがありますのでそちらも合わせてご覧頂けたらと思います。色が塗りつぶされている所が職員がいる時間帯となっております、それだけでは分かりづらいものとなっておりますが、朝昼夜どの時間帯も職員が居ることを示すものとなっております。朝と夕に関しましては、業務量が多い時間帯となっておりますので、2名ないし3名の職員が勤務しております。

次に建物全体の構造についてご説明いたします、まず玄関の所はオートロックになっておりまして、外部の者が勝手に入れないものになっております。それに加えて、グループホームの入口の1階2階にそれぞれ玄関がございましてそこも基本的に施錠をしております。グループホームのくわざいAとBというのは違うグループホームという位置付けになっております。そのため1階2階それぞれ利用者や職員が入り混じって勤務することはないようになっております。くわざいAとBのシートを見比べていただいた時に支援員と世話人の人数が違ってありますが、これはそれぞれくわざいAに勤務している者、くわざいBに勤務している者が分かれているということを示すものになっております。

それでは次の項目に移らせていただきます。運営方針及び実施方法という所です。まず1番ですがシートの内容に基づいてご説明させていただきます。

運営規定に基づき、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供の確保をすることを目的とする。

関係法令を順守し、他の社会資源との連携を図った適性且つきめ細やかな共同生活援助サービスの提供を行います。別紙に運営規定を添付しておりますのでそちらも併せてご覧いただけますようお願いいたします。

続きまして2番です、住居内で提供する日中サービスにつきまして、利用者が安全な生活が送れるよう、食事、入浴、排泄その他生活面の支援を行うとともに、24時間365日職員を配置し夜間も適正な人員配置を行っており指定基準をクリアしております。

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成し適正に実施しております。

資料の方に居室の写真や、個別支援計画の一例を記載させていただいておりますのでそちらもご覧下さい。

続きまして3番、地域生活の支援です。資料1-1-⑨も併せてご覧いただけたらと思います。すいません、資料1-2-⑨ですね。こちらの方には、週間計画表が記載しておりますのでご覧いただけたらと思います、日中サービス支援型というのは24時間365日職員が居る中で、日中にご利用様がそこにいても構わないというものになっております。ではその中でご利用様の日々の生活が完結するかというところではなくて、地域の中で送られるものとなっております。記載されている表が利用者の1週間の生活パターンですが、平日は通所作業所に行きまして、土日は移動支援や職員との外出を利用しながら地域の中で生活を送られるというものになっております。

また、グループホームの取り組みといたしまして、今年度は秋口に四條畷イ

オンのバイキングや、近隣のファミリーレストランにグループ外出の機会を設けさせていただいております。

その他の取り組みといたしましては、地域の方向けというサロンを開かせていただいております。毎月第3土曜日に建物2階の多目的室という所がございまして、20名程度人が入れるスペースがございます。そこを開放いたしまして、コーヒーや軽食を提供し地域の方々との交流の機会を設けております。

続きまして、4番利用者の健康管理という所です。健康管理の取り組みとして行っている所で申しますと、法人が雇用している看護師がおりまして、何か健康上の不調がある場合はその方に相談し、通院や処置の指示を仰いでおります。その他、急な体調不良時には協力医療機関がございまして、そちらの方に夜間や休日の通院を行っております。

その他ですが、食事面でクックチル業者と契約いたしてございまして、カロリー計算の下に食事が提供されておりますのでそれで健康管理の取り組みを行っております。

続きまして、5番相談支援との連携となります。3ヶ月に1回の定期的なモニタリングの他、必要時には電話連絡等で情報共有を行うと共にケース会議の場を設けさせております。資料1-2-⑩に一覧が記載されておりますのでこちらも併せてご覧下さい。ここの表の説明をいたしますと、利用者一覧がありましてモニタリングがいつ実施されたか、誰が関わったか等記載されております。開催されている時期というのは利用者によってちょっと異なりますが、必要に応じて3ヶ月に1回ないしそれに近い間隔しております。もちろんここに記載している他に、家族や相談支援、日中事業所といった関係機関との連絡は日々行っております。

続きまして、6番の項目に入らせていただきます。行政機関への手続き代行という所です。ご本人やご家族での手続きが難しい方に関しましてはホームの職員が主となり各種手続きを代行しております。現在の状況で申しますと、男女共に1名ずつご家族での手続きが難しいということでホームの職員がメインとなり市役所等各種手続きを行っております。またそれとはまた別に、男女1名ずつ後見人が付いてございましてご家族に代わって手続き等を行っております。ご家族さんがいらっしゃる方に関しましても、必要に応じてホームの職員が助言やお手伝いを行っております。

続きまして、7番家族との交流の機会という所です。ホームの中でずっと生活していくことで家族様との交流が途切れないように、保護者様と相談しながら週末に自宅へ帰る機会を設けさせていただいております。またこちらの方の取り組みといたしまして、土曜日の朝に送迎便を出しており、ご希望の方に関しまして家の近くまで送迎しております。また、サロンへの声かけの方も行っ

ておりまして、職員やご利用者様との交流の機会を設けさせていただいております。

続きまして、8番定員規模となります。こちらに記載させていただいている資料の通りとなっておりますが、大阪府指定共同生活介護事業・指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針に定める通り10名以内の定員で運営しているというものになります。

続きまして、9番短期入所についてです。資料の通り、こちらの建物は短期入所併設型となっておりますが4月開所より職員、利用者共に落ち着かない状況が続いておりましたので、開始が遅れている状況が続いておりました。状況が安定してきた9月頃より少しずつ受け入れを開始している状況です。人数に関しましては、表記の通りとなりますのでご確認いただけたらと思います。

緊急時の受け入れという所に関しましては、親御さんが急に亡くなって家に帰れない人や、地域生活でトラブルを起こして同じ家で生活するのが難しくなった方等の受入実績があります。下の方が緊急受入人数となります。

最後の報告となりますが、ご利用者情報となります。割合といたしましては、14名すべて知的障がいをお持ちの方となっております。区分に関しましても、選考委員会等を設けさせていただきまして利用者の面接をさせていただいた上ではありますが区分5,6の方が大半を占めております。平均区分で申しますと、男性は5.6、女性の方5.3となっております。年齢層といたしましては、最年少が女性の方で21歳という方がいらっしゃいます。最高齢は男性の方で59歳がいらっしゃいまして、平均年齢で申しますと男性は45歳、女性は38歳となっております。

以上、資料に基づきご報告を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

会 長； はい、ありがとうございました。ただいまの報告に関しまして委員の皆様、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

G委員； Gです。宜しく願いいたします。ひとつお伺いしたいのですが、くわがい2階の多目的室でサロンを開催されているということですが、そちらの方に住民の方、施設内の方の参加もあると思うんですけど、何人ぐらいなのか、どんな方が来ているのか分かる範囲で教えて頂ければと思います。

事務局； はい、サロン自体が9月、10月の秋口より開催させて頂いておりまして、まだまだ周知も十分でないところもありますので、人数に関しましては1回10名から15名程度の参加。参加されている方は、ご家族様や支援者の方が多く来られているという状況となっております。

ご利用様が参加されることもありますし、そのご家族のお知り合いが来られることも多かったです。

G委員； はい、ありがとうございます。あと、もうひとついいですか。

会 長； はい、どうぞ。

G委員； 資料に支援計画をつけていただいているんですけども、うちも相談支援事業所をやってますけどもサービス等利用計画がありますね。そちらとの連動についてよく分からないのですけれども、個別支援計画の内容が結構漠然としていると思うんですけど、まだ一年目でこれからといったところかと思えますけども、サービス等利用計画と個別支援計画の連動ですとか、個別支援計画のモニタリングの見直しの頻度、半年ごとになされているか等を教えて頂ければと思います。

事務局； はい、ご指摘の通り、配布資料にある個別支援計画はかなり漠然としているものになっていまして、一年目というところで皆様の様子を見ながら適宜更新させていただいているという状況となっております。個別支援計画のモニタリングというのは半年ごとに実施させていただいておりまして、その時にご家族様に今回の計画はこうだったので次はこういう計画でいきましょう、これからはじまっていく時期ではあると思うんですけど、今回1年やってみてこういうことになっていたの次もう少しこういう所をできるようになりましょうかと話し合いをしながら、次年度はもう少し具体的な計画の内容が作成していけるのかなと考えています。

G委員； もうすぐ一年といった期間なので、まだ大変なこともあるかと思いますが頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

会 長； はい、他ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

L委員； Lです。宜しくお願いします。すいません、資料などの記載で見落とししていたら申し訳ないんですけど、防犯について何か取り組まれている所はありますか。

事務局； はい、すいません。防犯のところがちょっと説明から抜けていたかなと思うのですが。まず、建物自体の外観に防犯カメラというものを設置しております。もし外部からの進入やご利用様が急に出してしまったケース等は時間を追って確認することができるようになっております。玄関自体はオートロックがございますので、何か来ていきなり開けられるかという入れないようにはなっております。建物はセコムと契約しております。退出時にはセコムのセキュリティーをかけていますので、もし仮に誰か入った場合は警報がなり、緊急の対応という流れになっています。

L委員； ありがとうございます。

会 長； はい、どうぞ。

C委員； Cです。これまで門真市では初めてとなる障がい者を対象とした24時間365日の施設ということで、職員の確保というところで伺います。介護業界は全般的に職員の確保が難しい状況で、夜勤帯の職員の確保にはご苦労されているかと思うのですが、実際に職員の確保の難しさがどういったところにあるのかというところや、そのあたりの現状や工夫をお聞かせ頂きたいと思えます。

事務局； はい、職員の確保というところなんです、ご指摘の通り人員的に順調に行っているかといえば難しい面があります。特に開所当初は新規採用でかなりの数の職員を採用させていただいたのですが、やはり続く方、続かない方がいらっしゃるしまして、この一年ようやく職員が定着してきたかなといったところがあります。うちの法人で申しますと、生活介護であったり通所といったところで、法人全体で採用している職員がおりますので、その職員が月に何回か泊まりに入ったりといった形で、他事業と協力しながら人員の確保に努めているところでもあります。

会 長； はい、ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

そうしましたら、質問を終わります、冒頭の資料1-3に沿ってですね、この協議会で総合支援法の89条の3第1項、日中サービス支援型の共同生活援助グループホームについてですね、定期的に年1回以上、事業の実施状況等を地方公共団体、協議会に対してですね、報告して協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないという規定がございます。

聞くところによりますと、大阪府下で初めてこういう規定に基づいて評価を受けるのが門真市となっておりますが、門真市では障がい者地域協議会ここで評価を行うことと決めています。ですから、本日の協議会で委員の皆様からどういった評価であるかということをお聞きしたい。いかがでしょうか。

何かご意見ございませんか。C委員どうでしょうか。

C委員； 私は実際現場を見ていないのでなかなか雰囲気といったところは分からないのですが、先ほど職員確保といったところも現在は定着しつつあるといったことでしたので、門真市に1ヶ所しかない施設なので入所者の方の安全管理であったり、そのためには職員の確保というものは大事だと思いますので、それは現在取り組んでいただいていると思うので、現場を見る機会があればイメージができるかなと思います。

会 長； ちょっと現場をね。まだ知らない委員さんがおられるということですので、出来ればそういう機会を設けていただければある意味評価がしやすいかなと

思ったりもしますので、事務局の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

他、何かございませんでしょうか。はい、K委員。

K委員； 地域生活支援拠点のある場所に公共交通機関がありません。ということが当事者団体としては非常に課題で、サロンもご案内を頂くのですけれども、多少不便なところがございまして、気候の良い時期であれば歩けますけれども、そのあたりを京阪バスにお願いに行ったり、当事者団体として動いたのですけれども、乗られる方の利用頻度等で中々難しいという回答で、バスルートを確保するために行政の支援が必要かなと感じています。

住宅街でもなく、大きなトラックが出入りするような場所にあるため、そのあたりが一つ課題かなというところと、現在、利用されているほとんどが日中活動へ出かけられている入居者であるところで、日中活動支援型をどうして選んだのかなと疑問に思っているところがあります。

今後、出れない方や引きこもりの方の対応をするのであれば、現在入っている方の年齢を考えると、このまま動きが止まられると推測されるあたりでは、この地域生活支援拠点が第二のホームを進展させていかないと日中活動型のグループホームの本来の動きができないのかなと思ったりしています。

実は私は息子が入ってしまして、あまり内情を分っている者が意見を言うのは何かと思ひますが、支援員の視線が切れる廊下、部屋からトイレに行く動線であったりとか、カメラも無いですし、リビング、玄関あたりにはキッチンから目が届くのですけど、キッチンはリビングの方に向けて配置されているので、居室の方への支援員の視線がわざわざそこに配置というか、居て下さるように日常的にいらしゃらないと、目が切れるという非常に不安を感じながら過ごしております。そのへんも皆さん、実際生活されている方は自分の出来事が言えなくて、怪我があつても、何があつても痛いといえなかつたりする状況の中で、どのように対応されていくのかなというふうを考えて不安に思ひます。個人的な意見も入っていてすみません。以上です。

会 長； はい、ありがとうございます。L委員、何かご意見ございませんか。

L委員； はい、そうですね。私は実際に見学に行かせて頂いて、法人のメンバーも見学の方に一緒に行かせて頂いただいたことがあつたのですが、実際にその方は、とても対人関係が苦手な方でして、なかなかサービスに繋げる事が難しい方なのですが、見学の際のスタッフの対応がとても良かったということで、本人様が行く気になったことがありました。

精神の方はハード面が充実していても対人面のところが引っかかってサービスに繋がらないところがある中で、そのあたりをちゃんと対応して頂けたので、とても安心できるなあと印象を持っています。

会 長； はい、ありがとうございます。他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

G委員； 評価の視点からと言うことで見させて頂くと、一年間の状況としては、これまで無かったものが出来て、特にショートステイ、短期入所が無くて、この期間、近隣の市と比べてどのくらいの状況なのかというのをこれから半年間働いていく中で、あるいは受け入れる障がいが、今は精神とかはないのですけれども、そういった障がいとかも受け入れていけるような施設になって頂けるのかどうか、というところが今後評価して行かなければならないところかと思えました。

また個別支援計画というの、先ほど計画について一言意見を申し上げさせて頂きましたけれども、特に中々自分の意思だとかを言い難い方が多くいらっしゃるのかなど、精神に比べてなんですけれども、そのあたりの保護者を踏まえて、個別支援計画、計画相談もですけど、そのあたりを踏まえてちゃんと支援が応えられるのか、特にグループホームや日中を見る訳ですから、そのあたりは今後もこの中で、こういった場で評価していくことが必要なと思います。

ただししっかりと決まったモニタリング期間、事業所だけでなく、ご家族も含めてですね。モニタリングをされている部分は良く判りますので、今後もきめ細かくやっていって頂ければ評価できると思っています。

会 長； はい、他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

F委員； Fです。私ども事業所を運営しておりますので、評価は何を安心してもらえるのかというところが日々問われるところになるのですけれども、こういった外部の方から色々なご意見を頂けるのもそうなのですが、こういう取組みをしているとか、こういう方針がありますであったり、適宜スタッフの方とはこういう話し合いをしています、こういった研修をおこなっています、などを伝えていったり、それをしている風景を出すといったことをすることによって、第三者の人間は出てくる情報で安心感を得たり納得したりすることもあろうかと思えます。

今回の評価にこういったことが含まれるのか分らないですけれども、広く意見を言って良いのであれば、そのような研修をしている内容であったりとか、スタッフ同士が取り組みしている状況を報告してみるであったりとか、細かなことをすることによって、高い評価に繋がっていくのではないかなと思えましたので、ご意見述べさせて頂きました。

会 長； はい、ありがとうございます。他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは私から一点ね。

資料1-1で、いま対象の方は知的の方が多いですね。医療的ケアも想定していたけれども利用は0だということなんですけれども、看護師の配置が無しくなっていますね。ただ利用者の健康管理では法人で雇用している看護師さんが体調管理をされていますよね。この看護師さんを医療的ケアに関わる看護師と

して活躍していただけるのか否か、それとも今後、単独の看護師を雇用する予定があるのか否か聞きたいです。

事務局； 失礼します。門真共生福祉会の石橋です。三又に代わりまして回答させていただきます。いま現在、我々の法人で従事しております看護師1名でございます。日中の活動の方をメインに配置しておりますので、今の会長のご質問を述べさせていただきますと拠点の医療的ケアは行っておりません。

将来的に関することですが、当法人としても医療的ケアを必要とされる方が今後どんどん出てくると想定されますので、拠点のグループホームの利用者を含めた上で、医療的ケアをどうして考えて行くのか、雇用していくのかというのは現在検討に入っているところです。ただ次年度から早速出来るのかといったところは何とも言えないところではありますけれども検討はしていきます。

会 長； はい、ありがとうございます。他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。本日、様々な委員の方からご意見を頂きましたので、今後のグループホームの運営に生かしていただきたいと思えます。

事務局； すみません。皆様貴重なご意見ありがとうございました。一年経過して課題が色々出てきているところですので、今日のご意見を参考にさせていただきます。今後の取組みに生かしていければと思えます。ありがとうございました。

会 長； はい、ありがとうございます。そうしましたら、議題（2）、本市の障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る取り組みとしまして、令和2年度に策定する門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について事務局からの説明をお願いしたいと思います。

事務局； 馬屋原でございます。

それでは、私より、議題（2）の①、令和2年度に策定する門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

障がい者計画等策定支援業者については、株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所に決定し、令和元年11月1日に業務委託契約を締結しました。前回の協議会で報告いたしました障がい者計画等アンケート調査について、門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定するに当たり、障がい児(者)、当事者団体、障がい福祉サービス等提供事業所から、障がい福祉に関する意識や意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。市民には障がい児(者)を対象に、現在の暮らしの状況、福祉サービスの利用状況、日頃感じていること等を調査しました。当事者団体には、市内当事者団体を対象に、現在の活動状況日頃感じていること等を調査しました。

事業所には、市内及び近隣市の障がい福祉サービス提供事業所・障がい児通所支援事業所を対象に、今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を調査し、障がい福祉サービス等の見込み量を算出するための基礎資料とするものです。

次に調査対象者及び調査方法についてですが、市民は、市内在住で令和元年12月1日現在身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持している64歳以下の方々を無作為に抽出し、3,000人にアンケートを実施しました。

3,000人の内訳としましては、18歳以上64歳以下が2,616人で障がい種別の割合に応じて身体障がい者手帳所持者1,046人、療育手帳所持者602人、精神障がい者保健福祉手帳所持者968人、18歳未満の障がい児で障がい者手帳の所持者、384人となっております。

調査方法は、郵送とし、期間は令和2年1月17日から2月7日まで実施しました。当事者団体は、市内の障がい児（者）団体、5団体にメール、郵送にて実施いたしました。事業所は、市内及び近隣市の障がい福祉サービス提供事業所・障がい児通所支援事業所、114事業所にメール、郵送にて実施いたしました。当事者団体及び事業所については、期間は令和2年1月24日から2月14日まで実施しました。

なお、2月12日現在の市民アンケートの回収率については、障がい者が45.6%、障がい児が44.5%となっております。

次に計画策定に向けた今後の予定についてです。

令和2年2月～3月にアンケート調査集計及び分析、令和2年3月下旬にアンケート調査結果報告書完成の予定となっております。

令和2年度につきましては、6月下旬に第1回障がい者計画策定推進委員会・第1回障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会を、7月下旬に第1回障がい者地域協議会を開催し、計画骨子案の審議を行います。9月下旬に第2回障がい者計画策定推進委員会・第2回障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会を、10月下旬に第2回障がい者地域協議会を開催し、計画素案の審議を行います。11月上旬に第3回障がい者計画策定推進委員会・第3回障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会を、12月中旬に第3回障がい者地域協議会を開催し、計画案等の審議を行います。令和3年1月中旬～2月上旬にパブリック・コメント実施し、2月上旬に第4回障がい者計画策定推進委員会・第4回障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会を、2月中旬に第4回障がい者地域協議会を開催し、パブリック・コメント実施結果報告、計画案・答申案等の審議を行い、3月上旬に大阪府と法定協議します。令和3年4月1日に門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障が

い福祉計画・第2期障がい児福祉計画施行の予定となっております。来年度は、例年より多く4回地域協議会を開催することとなります。委員のみなさまのご協力よろしくお願いたします。

門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に係るアンケートの実施内容については、以上でございます。

会 長； はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告に関して、ご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいでしょうか。障がい者計画が6年計画、障がい福祉計画が3年計画ということで6年に1回2つの計画を立てなければいけないということですね。障がい者計画も中間見直しがありますのでそうなれば同じサイクルで辿ってくるのかな、という感じですね。何かご質問ございませんか。来年度、若干会議の回数が増えますけれど、委員の皆様宜しくお願いたします。

会 長； そうしましたら次の議題にいきたいと思います。障がい者の理解啓発・理解促進について 保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局； 池尻でございます。座って説明させていただきます。それでは、議題(2)の②障がい者の理解啓発・理解促進について 「保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について」をご説明いたします。資料3-1、3-2をご覧ください。この協議会の開催場所である、門真市保健福祉センターの1階にありますふれあいコーナーの利用提供をするために、団体等の選定を提案方式により行うため、策定した実施要綱と募集要項です。資料3-1の要綱第1条には、目的として、障がいに関する理解・啓発活動及び障がい者等の活動の支援等を行う団体が、自主的・自発的に行う公益性のある事業に対し、ふれあいコーナーの利用を提供することにより、交流団体が自発性と創意工夫によって事業を実施することを支援し、障がい児（者）と市民の交流の促進を図ることを目的とする、と定めています。また、利用提供する期間は1年間、対象とする団体は、第4条に記載のとおりです。第5条には、対象事業として、公共の福祉の向上及び市民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められる事業で、障がい児（者）と市民が交流することで障がい児（者）への理解を促進する効果が期待される事業としております。団体等の選定のための提案募集は、資料3-2の募集要項に基づき、令和2年1月8日（水）から24日（金）までの間、市ホームページで行いました。申請に当たっては、利用申請書のほか、事業計画書、団体の規約、会則、定款等、また、事業実施年間スケジュールの提出をお願いしております。

今回の募集では、1団体から申請を受けており、市が利用提供する団体について、市が選定するためのご意見を、この協議会でいただきたいと思っております。

利用申請された、NPO 法人門真市手をつなぐ育成会より、この後、事業提案内容の説明をしていただきます。その後、各委員様からの質疑応答の時間を取ります。質疑応答が終わりましたら、申請団体には退出していただき、各委員様より市が利用提供をしてもよいかどうか等について、判断の基準になるご意見をいただきたいと思っております。以上です。

会長； それでは、利用申請団体の NPO 法人門真市手をつなぐ育成会からの事業提案内容等の説明の準備をお願いいたしたいと思っております。

手をつなぐ育成会； 失礼いたしました。本日、傍聴に入っております会の副理事長に内容等を読んでいただこうと思っております。宜しくお願いいたします。

手をつなぐ育成会； 失礼します。NPO 法人門真市手をつなぐ育成会副理事長をしております彦坂です。

手をつなぐ育成会； 同じく副理事長をしております村瀬でございます。

手をつなぐ育成会； 読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

門真市障がい児（者）市民交流活動事業計画書。1年間を通して、当事者団体として障がい児・者の暮らしの向上と地域交流を目指して、障がいに関する専門図書や、支援グッズ、介護に関する展示と、差別や偏見、いじめを無くすために、障がい理解・啓発の取り組みを実施します。また、地域社会資源の一つとして、共生社会の実現に向け、まずは保健福祉センター内ふれあいコーナーを拠点とし、障がい、教育、子育て、高齢者の連携を図れるように門真市社会福祉協議会さんの協力を得て、制度の狭間で支援が届かず孤立しがちな人など、誰もが集える「サロン」や「カフェコーナー」などを徐々に発展させていながら、不定期開催から定期開催ができるように進めていきます。障がいに関する専門図書や資料は、貸し出しも行います。合わせて防災についての資料の展示も随時行う予定です。ふれあいコーナーでは、福祉サービス事業ができないので予算に不安があり、人員配置が課題となります。そのため、2020年度の助成金を求めて、ふれあいコーナーでの取り組みが広がるように努めます。助成金が得られない場合は、当会の予算での範囲になるので人員配置が困難となり無人の展示コーナーとなるため、関係機関と連携し、少しずつ事業展開を模索しながら進めていきます。

手をつなぐ育成会； 別紙1、提案内容に基づく事業実施年間スケジュール。事業実施期間、令和2年4月1日～令和3年3月31日、土日祝と12/29～1/3を除く。事業実施時間、9時から17時の予定。事業従事者、専従者の配置はありません。ふれあいコーナーで実施可能な、助成金を申請し活動助成金を得て、週に数回は人員配置があるサロンなどの事業を行う予定です。

助成金がある場合とない場合です。助成金がない場合、基本的には当会会員での定期的なサロンの開催は費用の面で困難なため、無人での展示コーナーと

休憩場所の提供をするカフェコーナーを進めていきます。当会の担当者が不在の日は、社会福祉協議会、ボランティア団体や市内の事業所と連携を図り、無人の時でも対応できるように協力を得て、随時良い方法を模索しながら事業を展開します。4月、門真市より利用承諾を受けた後は、4/1（水）の開設以降も引き続きふれあいコーナーの展示棚など必要な物を選定し設置をしていくが、一年間の契約であることから、簡易なもので展示を進めていきます。5月、障がいに関する専門図書、支援グッズなどを展示する、展示コーナーをスタートさせるとともに、社会福祉協議会、ボランティアさん、福祉事業所など連携できる関係機関に働きかけをして人員配置の協力を求めています。同時に助成金を探して申請をし、事業の拡充を目指します。6月、ふれあいコーナーで障がいに関する専門図書の貸し出しを行うための準備を行います。また引き続き支援グッズの展示を実施しながらカフェコーナーの備品を準備し、連携できる関係機関と、活気のある場所になるように整えていきます。7月、防災に関する資料の展示。この防災に関する資料の展示の用語説明といたしまして、下にあります、防災マニュアル・防災時の備え・災害時レシピなど防災についての資料や情報を見やすく展示します。また、近年の災害時の様子などの展示を考えています。現在法人本部で行っている「おやおやサロン」。このおやおやサロンは、子育てや学校や病院などの不安や悩み、困りごとなどを門真市知的障がい者相談員を含めた当会会員が当事者として相談を受け情報提供をします。会の行事の紹介や関係機関の紹介などを行うのがおやおやサロンです。おやおやサロンをふれあいコーナーで開始していきます。8月、展示物の充実を図りながら「カフェコーナー」。これは、現時点では、電気ポットにお湯を日常的に沸かして置き、その横にペーパーカップとスティックのインスタントドリンクを準備し、費用は飲みたい人が無人でも支払いをして数種類の飲み物を選び飲めるようにします。値段を書いた貯金箱を置き支払ってもらいます。続いて、「おしゃべりサロン」。「障がい特性」「福祉サービス」「年金」「成年後見」などテーマを事前に決めてお知らせし、そのテーマに興味のある人が集まって情報交換しながら自由におしゃべりをして親睦を図ります。次に、「DVD鑑賞」。上部団体「大阪手をつなぐ育成会」が障がい児者をテーマにしたDVDを30数種類持っています。支部会員には無償で貸し出しをしているので、当会のパソコン・プロジェクターを使い上映会を行います。一般の市民に観てもらうように案内します。開催日、時間、内容などは、会報やホームページでお知らせするなど、参加者のニーズにあわせ、集えるプログラムを計画します。9月、「カフェコーナー」「DVD鑑賞」「ワークショップ」。この「ワークショップ」は、開催については当初は不定期開催となりますが、1回目の開催後に、2回目の日時を決め年間複数回の開催ができるようにします。本人に対しては日常の困

りごとや、制度やお金の使い方、虐待についてなど、大阪府手をつなぐ育成会が作成している本人向けの、わかりやすい版パンフレットを使ってお茶や菓子を食べながら、おしゃべりをして交流の機会を提供します。保護者や関係機関の方には、開催日時や参加対象者をお知らせし、参加者のニーズを調査しSNSについてや、福祉情報など興味のあるテーマで、お茶や菓子を食べながらおしゃべりをして親睦を図り、情報交換をしていきます。「ワークショップ」などプログラムを10月以降に定期開催できるように計画していきます。10月、展示コーナーを整え、ホームページや会報で一般の市民の方にも見ていただけるように発信し、同時に教育委員会、校長会にも展示コーナーを児童・生徒に見てもらえるようにお知らせし、障がい理解・啓発を進めていきます。11月～3月、上記の内容を継続して実施していきます。

助成金を得た場合。開所時間に多くのプロジェクトを展開できるようにするとともに、助成金事業での障がい者の暮らしに役立つ展示品や防災関連の展示の充実と、「カフェコーナー」「おしゃべりサロン」「DVD鑑賞」など一般の方との交流ができるプログラムを定期開催できるように努めます。助成金を得た場合も、社会福祉協議会、ボランティア団体や市内の事業所と連携を図り多くの方が利用しやすいふれあいコーナーを目指します。4月、門真市より利用承諾を受けた後は、4/1（水）の開設以降もふれあいコーナーの設備や備品の確認及び展示棚など必要な物を選定し設置をしていきますが、1年間の契約であることから、簡易なもので展示を進めていきます。同時に助成金を探して申請をし、事業の充実を目指します。5月、助成金申請を事業内容に沿って行いながら、障がいに関する専門図書や、支援グッズなどの展示を、社会福祉協議会、ボランティアさん、福祉事業所など連携できる関係機関に働きかけをするとともに、障がいだけにこだわらず、一般の方にもサロンなど関わっていただけるようにするには、どのような計画をたてるかを、連携できる団体に協力を求め、話し合いで1年間の計画作成を進めていきます。6月、助成金事業としてふれあいコーナーを実施できることになっても、人員配置に充当できる助成金を得ることが困難であるため、無人となる日はあります。障がいに関する専門図書、支援グッズの展示物の充実を図るとともに、可能な限りの助成金事業プログラムを計画し、カフェコーナーの備品を整え誰でも立ち寄れるサロン活動として展開しながら、連携できる関係機関と、活気のある場所になるようにしていきます。7月、助成金事業で近年の災害時の状況などの資料や防災マニュアルなどを集めて展示します。最新の災害時の避難行動などをわかりやすく必要な情報提供をするとともに、ワークショップを実施し参加者に周知します。同時に、現在法人本部で行っている「おやおやサロン」をふれあいコーナーで開始します。8月、展示物の充実を図りながら 「カフェコーナー」「おしゃべりサロ

ン」「DVD鑑賞」など、参加者のニーズを聞きながら、集えるプログラムを計画、実行します。プログラムの周知はパンフレットを作成して関係機関に配布します。当会の会報やホームページに掲載し、ふれあいコーナーでの取り組みを多くの方に発信していく予定です。9月、できるだけ開催曜日を固定し、10月～3月までの「カフェコーナー」「DVD鑑賞」「ワークショップ」など開催日を決定、各プログラムを楽しみに参加できるようにお知らせして開催していきます。ふれあいコーナーでのプログラムを、ホームページや会報で一般の市民の方にも見ていただけるようにチラシ配布など行います。同時に、教育委員会、校長会にも展示コーナーを児童・生徒に見てもらえるようにお知らせし、障がい理解・啓発を進めていく予定です。10月～3月、上記の内容を継続していきます。以上です。

手をつなぐ育成会； 場所の広さなどいろいろ困難はありますが、今回当事者団体として日常的に展示、障がい理解・啓発ができる場所を持っておりませんでしたので今回この場所に関して申請を行いました。以上です。

会 長； ここまでの利用申請団体の説明について、委員の皆様ご質問はございませんか。

C委員； 今回このふれあいコーナーが保健センター1階で、入り口すぐ入ったところで立地条件も良いですが、その隣にうちの事務所がありますので、喫茶店があって、いままで障がい者団体さんが運営されてきたんですけども、立地条件が良いと言いながらも、一般市民がふれあいコーナーを目的に来ることは、10数年でなかなかなくて、この保健センターを利用される家族、親御さんであったり、福祉センターで会議がある方たちが前を通られるということで、運営されてきたわけですけども、場所はあるけども、そこで条件的に障がいサービスの事業ができないという条件があるので、参入される団体もどうなんかなと思っていますけれども、これまでも考える会が利用されているときは市内でもパンを作られているような事業所もあって、週に1回金曜日にそのコーナーで販売されることもあって、我々職員も毎回毎回買うわけではなく、そんなにたくさん売り上げがあるとは思わないですが、センターの機能を考えたら、障がい者の当事者たちが販売に定期的に来られるということは、保健センターの機能としては非常に有意義と思うので、継続して行われることが良いと思います。

手をつなぐ育成会； まず受けれるかどうかなんですけど、受けたときには、知的障がいに関わらず、市内全域、もしくは市外の方も含めて、障がいに関わる便利なもの、色んな情報を集約し最新の情報を展示することがいいかなと思っています。子どもを抱えながらの活動なので、さきほども言いましたように、社協やボランティア団体、利用者さんであるとか、事業所の協力を得て、よりよい展

示ができると考えているので、もし場所を貸していただくことになれば、多くの方と連携を図って、高齢、障がい、子育て、教育であったり、色んな展示ができたらと思っている。そんな感じで、パンの販売も来て頂いて、多くの方に障がいの理解をしてもらいたいと思います。すみません、よろしくお願いします。

会 長； ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。

A委員； 支援グッズとか、専門図書の貸し出しとか展示ということですが、これは新たに購入とかになるとか、助成金のありなしでかなりかわってくるが、いまずで持っているものを展示するという形になるのでしょうか。

手をつなぐ育成会； 助成金を頂けない場合は、子育て時代にあった、いま持っている手持ちのもので、コーナーが無人になったとき、なくなってもいいと思うものでやろうと思っている

助成金を得られた場合は、最新のものが整えていけるかなと思っています。

難しい助成金をもらいにいくと、たくさんお金がもらえるが、報告書というとてもややこしいものがあり、私たちでは力が及ばないものが出てくるので、場所としてありがたい反面、今回できる範囲での申請になってくるので、充実させられるか難しいところもあり、先生のお持ちのもので要らなくなったものがあって、先生からのご寄付を頂けたら、ありがたいと思います。

会 長； ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。

G委員； Gです。助成金、なかなか難しいところがあるが、ある程度考えられている段階なのか、5月くらいからの申請を考えているのか。

あと、定期開催の定期的というのは、だいたい週何回で考えているのか。社会福祉協議会、市内の事業所の協力ということであるが、許可は出ていないが、どこかにすでに声をかけて協力を仰いでいるのか。

手をつなぐ育成会； 準備期間が非常に短かったので、そんなにたくさん声はかけていない。ただ、社協は横だったので、もしわたしのところが借りたら、ご協力頂けるかという話はしている。

助成金に関しては NPO法人であることから、一番取りやすいと考えているのは門真市の公益活動事業の助成金、今年度もしあれば、当会 50 万円、市から 50 万円で 100 万円が使えると思っている。今回、役員しかやれておらず、総会議案にもなりますので、必ず決めたいところもあって、今回 100 万円になっている。この助成金は、障がい理解啓発に関する議題で提案していくと、必ずとは言えないが、以前にも取ったことがあるので、提案していくと、おそらく 80%いけるのではと勝手に考えているところではあります。他にも助成金を探してはいます。

G委員； 定期開催についてですが、前、今年度中毎回やって、けっこう毎日やって

いるという条件があって、難しいと思うが、どうしたら定期開催ができるのかなかなかハードルが高いと言われているが、それについてどのようなビジョンがあるのか。

手をつなぐ育成会； それもね、冷蔵庫が壊れていたりとか、使える備品が明確ではないので、実際どれくらいここでなにができるか、きちんとしたものが書けないんです。定期開催に関してはお喋り会であるとか、自前でコンビニで買ってきて、そこで食べて、そのゴミはどうするかなど決めていません。話はすすんでいないが、その辺でテーマを決めた段階で、何曜日には必ず、この時間では、この辺に来たらこのメンバーがいるという定期開催の方向とDVDとか曜日を決めてできるのではと思っています。9時～17時までは先ほども書かせてもらったとおり、警備員が開けてくださる、閉めてくださると聞いておりますのでそこは無人で展示のコーナーを自由に開催しようかと思っています。休憩スペースにしたり、夏はクーラーにあたりにくてくつろいでもらったり、夕方は大人の事業所から帰るのが早いので、15時30分から送迎で来られたり、夏とか雨の日とかにさまよって道歩いて、ヘルパーが大変だと聞いたりして、一緒にそこの場所に来てくださって、好きな自分のものを持って来てくださるのもいいですし、本当に決まっていないことが多くて、また一緒に考えてもらえればと思っています。よろしくをお願いします。

会 長； そうしたらですね、この件に関しましてですね、門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する要綱第9条1項に基づく利用提供の可否についての審査を行いますので、これより門真市利用申請団体のNPO法人門真市手をつなぐ育成会の退出をお願いいたします。

手をつなぐ育成会； 宜しくをお願いします。

会 長； ここまでの利用申請団体からの説明を踏まえまして市が利用提供してもよいかどうか等について判断の基準になるご意見をいただきたいと思います。いただいたご意見を元に保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定を決定してまいりたいと思います。この件に関しましてご意見はありませんでしょうか。

C委員； 保健福祉センターが出来て、当初10数年喫茶店があり、喫茶店がなくなり、次に門真市障がい福祉を考える会が運営されていて、今回変わる背景にあたりどういった事情があったのか。門真市内の障がい者関係の事業所が輪番で運営され、職員や利用者もいて人員配置が難しいことやそのほかにも負担があったとかも聞いておりますので。複数団体が運営しても人を配置する難しさもあると思います。あの場所でのどんな状況が、難しいことがあったのか、運営団体が変わった後どのような事業運営をするのが好ましいのかご意見いただきたいです。

事務局； これまで保健福祉センターは、説明させていただいたとおり、喫茶店の時代もありましたし、門真市障がい福祉を考える会が運営をされていました。そこは、市民と障がい者が交流する場を目的に、障がい理解・啓発を目的に門真市障がい福祉を考える会が運営をされています。きっかけとしては、障がい福祉計画の中に工賃向上を掲げていることもあり、パンや利用者の方が作られたものを販売したりして工賃をもらえるのですがその販売をする場所を提供し、工賃向上につなげていただく目的で運営させていただいています。それが、それぞれの事業所が、それぞれの事業展開をしていく中で、そちらの仕事が忙しくなっており、職員様や利用者様がこちらに来て何か販売するとかイベントをするとかが難しくなってきたと聞いております。今年度、色々検討されましたが継続するのが難しいという意見に達したと聞いております。市としては、これまで通り、市民と障がい者が交流する場として、障がい理解・啓発を目的に活用していったほうがいいと思っております。そういった意味でも今回要綱を作成させていただき、目的という所にも書かせていただいたところです。

会 長； L委員、何か意見ございませんか。

L委員； いま、池尻補佐さんがおっしゃった通りです。基本的に続けていきたいと考えておりましたし、精神の方々にはあの場所は利用しやすい場所にもなっていたので前向きに検討はしておったのですが、やっぱり日々の業務をしながら運営していくのはマンパワー不足の中では難しく手を引かせていただきました。今回、無人で人がいない時間が多いように思います。その時に事故などがあった時の責任はどこにあるのかが気になりました。

会 長； ほか、何か意見ございませんか。よろしいですね。そうしましたら、ここで申請された団体様がふさわしいかの集約をしたいのですが、反対だという方举手をお願いします。

G委員； 反対ではないのですが、週5回の縛りがあったのか、無人でも可能なのか条件はなかったのかを確認したいです。縛りがあった場合、ここで推薦しても意味がないのではないかと思います。

会 長； その辺の意向は市として聞いていませんか。

事務局； 私が聞いている内容としては、週5回を確実に開けないといけないことについては、定期的、回数などは聞いておらず、今後ご相談があれば、のっていきたいと考えておまして、その間は、常設展示を障がい者に限らず、知識や情報を得るために自由に見ていただきたいというふうに聞いておりますので、必ずそこに人員が必要かという事は育成会さんの方で難しいのであれば、直接グッズを見たり、触ってもらうのであれば展示中心でされるということで人を配置するのは難しく、社協さんと協力してもし人がいるのであれば考えていきたいと思われているようです。

会 長； 今現在、人がいない状態はないということですか。

事務局； そうですね、今はどこかの事業所さんが販売を中心にされており、パンであったり自主製品を販売されておられます。

会 長； 展示中心になるということで、物理的に社協さんの協力を、ということですが社協さんも聞いておられますか。

C委員； あの場所に人を置いておかなければならないと使いたいときに使えるということとはニュアンスが全然違ってくるかと思います。市内の団体様も使いたいときに使えるのであればすごく有効的な場所であると思いますが、週5日開けとかないといけない、人を置いておかなければならないことや、事業ができればメリットもあったと思うが、ないままで運営していたので、行政からの財政的なサポートもなく市内の複数の事業所の有志で回していたが難しくなってきたこともあったかと思います。現在、過渡期にもなってるかとも思いますし社協としてもボランティアさんの配置など継続して協力したいと思っています。使いたいときに使えるのが一番使いやすいかと思いますが、ただ、週5日人を配置するのは難しいかと思います。しかし、障がい者の理解啓発のスペースとしての活用には意味があるかと思います。

会 長； 週5日の人員配置は難しいということで、ただ、今回は、展示を中心にしてできるだけサロン等を実施しながら運営していきたいということでこれまでの運営の仕方と違ってきますが、一年かけて徐々に改善していくことで承認していくことでよろしいですかね。再来年度にあるべき姿に進展していくことを条件に承認していくことでよろしいでしょうかね。市の方で今までの意見を含んで判断してもらおうということで宜しく願いいたします。

会 長； それでは、NPO 法人門真市手をつなぐ育成会の委員に今後の審議のため、入室をしてもらってください。

会 長； そういたしましたら、次の案件にいきたいと思います。障がい者キャンペーン等について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局； 馬屋原でございます。

それでは、私より、議題(2)の②、障がい者週間キャンペーン等について、ご説明させていただきます。資料4-1をご覧ください。

障がい者週間キャンペーン(大阪ふれあいキャンペーン)とは、障がい者団体、地域福祉団体、府・市町村が一体となり、協賛企業・団体との協力も得ながら、府内各地でシンポジウムや街頭キャンペーンなど障がい理解の啓発イベントを開催しております。本市におきましても、12月3日～9日の障がい者週間に合わせて、障がいや障がいのある方への啓発活動の一環として、関係団体等のご協力のもと、街頭キャンペーン、演奏会、障がい福祉サービス事業所による自主製品の販売を実施いたしました。街頭キャンペーンは、12月3日(火)

13時30分から15時30分まで、京阪古川橋駅前にて障がいのある方による演奏会と共に実施し、12月4日（水）には12時10分から12時45分まで門真市役所別館1階ロビーにて演奏会を、12月6日（金）には13時から15時まで門真市役所別館1階ロビーにて障がい福祉サービス事業所による自主製品の販売を行いました。

今年度は、啓発物として、大阪府作成の「ほんまおおきに」（差別解消法）、門真市手をつなぐ育成会より提供いただきました「障害者の権利条約わかりやすい版」、ヘルプマークチラシ、ヘルプマークウェットティッシュ、ふれあい折り紙、ふれあいキャンペーンPRチラシ、自主製品、障がいのある方からの直筆のハガキ、メッセージカードなどさまざまな啓発物の配布を行いました。資料4-2が今年度配布しましたふれあいキャンペーンPRチラシですので、ご覧下さい。

また、今年度は、障がい者キャンペーンの市民の方への事前周知について、広報12月号の1面、ホームページ、市役所庁内のシティナビタ（電光掲示板）での周知など行いました。令和2年1月30日実施の門真市障がい者差別解消部会における意見として、障がいのある方からの直筆のハガキを受け取った方から返事をいただきすごくうれしかった、演奏会と自主製品の販売を駅前で一緒にできたことで一体感があり良かった、などがあり、演奏会・自主製品販売・清掃活動については、次年度も継続的に実施していく方向で話し合いました。また、実施場所、スペースなどについて市民の通行の妨げにならないような工夫も必要、より多くの市民の方が参加してもらえるような事前の周知方法や啓発物配布場所の拡大などについてのご意見をいただきましたので、検討していきたいと考えております。次年度もより充実したキャンペーンになるよう各団体の皆様には、今後ともご意見やご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。続きまして、ヘルプマーク・ヘルプカードダウンロード版についてご説明させていただきます。障がいのある方などが、緊急時や災害時、困ったときに周囲に援助や配慮をお願いしやすくするために、緊急連絡先などを記載して携帯できるダウンロード版の「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」を作成しました。資料4-3がヘルプマークのダウンロード版、資料4-4が順番にヘルプカードの説明チラシ、ヘルプカード、記入例、作成方法となっております。2月6日にホームページに掲載しており、どちらも市のホームページから印刷して、ご使用いただくこととなりますので、ご活用いただければと思います。なお、3月広報で周知する予定となっております。以上でございます。

会 長； ここまでの事務局の説明について、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

会 長； 続きまして次の案件に移ります。庁舎実習について事務局の説明をお願いい

たします。

事務局； 池尻でございます。それでは、議題(2)の③ 庁舎実習について ご説明いたします。資料5をご覧ください。

本市では、本協議会の部会であり、障がい者の就労支援、及び市庁舎を使用した就労実習を一緒に進めている就労支援部会、また障がい者の就労支援をしている北河内西障害者就業・生活支援センターわーくぶらすと資料5にお示した庁舎実習受け入れに関する協定書を交わし、市庁舎での就労実習を行っています。現在の市庁舎での就労実習では、職員数の削減と非常勤職員の増加により、業務多忙な中での指導が必要になっているほか、就労実習で実施してもらった比較的簡単な業務の減少などで、庁舎での就労実習生の受け入れや業務調整が難しくなっている状況となっています。

今回、協定書の網かけの部分を追加・修正することで、第1条の目的にありますように、市として障がいのある人に職場実習の機会を提供し、就労経験を増やすことにより、就労に対する意欲を高めてもらえるよう、また、市職員が障がいのある人と一緒に働く機会を通じて障がい理解を深められるよう、そして本市の障がい福祉計画に基づく市の取組として、障がいのある人の就労支援を推進するため、庁舎実習への受け入れを実施できるよう、これらの目的を明記することで、一部の部署が中心になって受け入れてきたこれまでの庁舎実習を、市全体の部署、市職員全体で受け入れが可能となるような仕組作りにし、進めていきたいと考えております。

また、対象者となる庁舎実習生につきましても、第2条で、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障がい者とし、障がいの種別や状況が明確で受け入れやすくするとともに、第5条で援護市が門真市または守口市である者などとし、市庁舎での就労実習に市職員の理解や協力が得られ易いよう修正等しております。

令和2年4月1日から実施と考えております「庁舎実習受け入れに関する協定書(案)」では、これらの点を追加・修正して実施するとともに、令和2年度に策定する第6期障がい福祉計画の検討を進める庁内会議においても、障がい福祉計画に具体的な取組内容等について記載し、位置づけることで、全庁的な取組とする認識が得られるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

本協議会でも令和2年度は、第6期障がい福祉計画策定に関する審議をいただきますので、委員の皆様からのご意見等もお願いしたいと考えております。令和2年度はこの協定書(案)で市庁舎での就労実習を進めていくことについて、何かご意見等ありましたらいただきたいと考えております。以上です。

会長； ただいまの説明に関しまして、委員の皆様ご質問、ご意見等ございませんか。次の案件に移りたいと思います。

次、議題（3）平成30年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について事務局の説明をお願いいたします。

事務局； それでは、引き続き私より、「議題(3)平成30年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」ご報告いたします。資料6をご覧ください。

平成30年度の本市に対する相談事例について、相談内容及び対応状況等をまとめております。平成30年度の相談件数は5件あり、相談の受付課としましては、地域政策課・消費生活センターが3件、その内障がい福祉課にも相談があった事例が1件、教育総務課が1件、図書館（市民プラザ分館）が1件でした。相談があった5件についての、相談の種別としましては、不快・不満として寄せられた事例が3件、合理的配慮の提供に関する相談事例が1件、環境の整備に関する相談事例が1件となっており、不当な差別的取扱いに関する相談事例は0件でした。多くは不快・不満として寄せられた事例でした。相談分野としては、商品・サービスに関するものが2件となっており、市職員への対応に関するものが1件、その他が2件となっております。相談者は、障がい者本人からの相談が4件、障がい者の家族からの相談が1件でした。また、障がい種別で見ると、身体障がい者に関する相談が3件、知的障がい者に関する相談が1件、精神障がい者に関する相談が1件となっております。性別・年代では、女性2件のいずれも30代となっております。また、男性3件のうちでは、30代・60代・70歳以上がそれぞれ1件づつとなっております。相談に対する対応としましては、問題が解決した事例が3件、助言や相談先を案内して終了した事例、相談者からのその後の相談が無かった事例がそれぞれ1件でした。相談の内容としましては記載のとおりですが、これらはまだ受け付けた相談を集約した段階のものであり、事例の内容・その対応等については本協議会からのご意見により、今後検討を踏まえて事例を集約していく必要があると考えておりますので、今後の障がい者差別解消専門部会の中で行っていく予定です。以上で、「議題(3)平成30年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」のご説明を終わります。

会長； ただいまの説明に関しまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

そうしましたら次の議題（4）その他 ①NET119 について事務局の説明をお願いいたします。

事務局； それでは、引き続き私より、「議題(4)の①NET119について」ご説明いたします。

資料7-1をご覧ください。これは、市ホームページに今後掲載予定のお知らせです。

見出しに、「聴覚や発話に障がいのある方のためのNET119緊急通報システム」とありますが、このシステムは、資料の下に説明がありますように、「聴覚や発

話に障がいのある方のための新しい緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報をすることができます。」この緊急通報システムは、3月1日から運用が開始され、守口市門真市消防組合消防本部が実施するものですので、門真市あるいは守口市でお住いであるか、勤務されている方、学校に通っている方のうち、言語発声による緊急通報(119番通報)が困難な方であり、聴覚の障がいだけではなく、音声の発声による通報が難しい方を対象としています。

また、この緊急通報システムでご利用可能な携帯電話・スマートフォンは、NTTドコモ・KDDI au・ソフトバンク(ワイモバイル)の携帯電話・スマートフォンなどになっており、インターネット接続機能とメールを使用します。その他、このシステムの利用開始方法やよくあるご質問と答えについては、参考をご覧ください。このシステムの「説明・登録会」を2月29日土曜日に門真市で開催しますので、本市の障がい者手帳をお持ちの対象となる方、また、門真市の聴覚障がい者団体及び手話サークルへ個別通知で案内をしており、またホームページでもお知らせをしています。その内容が資料7-2、7-3、7-4となっています。資料7-1については、説明・登録会終了後にホームページに掲載し、申請書をダウンロードしてご登録いただけるようにする予定です。以上です。

会 長； ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご意見、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の会議の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局； 来年度は、門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定のため、協議会の開催回数といたしましては4回を予定しております。また、開催月としましては、7月、10月、12月、2月を予定しております。また、今後の障がい者施策を推進するため委員として新たに地域生活支援拠点より1名を委員として委嘱したいと考えていますがいかがでしょうか。

会 長； ということで、これはここで図るという事ですかね。

事務局； 来年度は委員を新たに委嘱することを考えており、地域生活支援拠点が障がいのある方の支援の中心となるということで委員に入りたいと考えておられて、任期2年目で途中ですが、ご意見などありましたらいただきたいと考えております。

会 長； 地域生活支援拠点が動き出していますのでそこから委員の方に参加していただきたいと事務局のご意見ですがいかがでしょうか。よろしいですね。そしてらそういう事をお願いしたいと思います。ほか、何かご質問ございませんか。そうしましたら、これで本日は終了ですね。

事務局； 来年度も引き続き、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいとは存じますが、ご協力をよろしくお願い致します。会議の日程調整につきましては、新年度に入りましてから、行いたいと存じますので、よろしくお願い致します。また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会 長； 質問等ございませんでしょうか。それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。皆様、来年度もよろしくお願い致します。